



三宅 まり
鎌倉市議会議員
教育子ども常任
委員会副委員長

保坂 れい子
鎌倉市議会議員
総務常任委員会

神奈川ネットワーク運動・鎌倉

まちづくりレポートミニ版 138号

発行/2015年3月17日 発行責任:神奈川ネットワーク運動・鎌倉市議会議員団
〒247-0056 鎌倉市大船 3-3-15-104 TEL/FAX 0467-42-8636

カンパとボランティアで活動/ 問題解決はミニフォーラムで/毎月第2土曜は市政サロン開催

企業・団体献金にNO！個人寄付を広げよう 三宅まり

また政治とカネの問題です。政治資金規正法では、企業は国から補助金の支給決定通知を受けてから1年間、政党への献金が禁止されており、法に反して献金した企業は刑事責任を問われます。しかし、政治家は今回のように「補助金の交付決定を知らなかった」と主張すれば責任を問われません。全く矛盾しています。そもそも1994年に、企業・団体献金の廃止を目的に政党助成法が制定され、一定の要件を満たす政党に、国民一人当たり250円の税金が、国民の意思とは関係なく政党助成金として公布されています。2014年度の予算総額は320億円を超え、そのうち自民党には49%を占める157億円・民主党には67億円・維新の会に33億円が公布されています。それで、企業・団体献金は廃止されたかと言えば、政治家個人への献金はダメですが、政党や政党支部には認められており、全国に献金の受け皿になる組織がいっぱいできています。そして、政党支部の代表に政治家が就任することによって、献金が政治家への「迂回献金」として事実上行われているという不透明な実態があります。

癒着の構造を断ち切るために、企業・団体献金は全面禁止すべきです。さらに320億円もの政党助成金のあり方も見直し、意思を持って寄付する個人を増やし、政治に関心を持つ社会に変えていくことが必要です。市民が知恵を出し、声を上げ、仲間を募り、地域を支える活動を盛んにすることが安心安全につながります。そこで活動する現場の声を政治の場に届け、「いま」の時代のニーズに応えられる制度を作っていきます。

地方創生はまちづくりのビジョンを持って 保坂れい子

国は、「地方創生」を国政の大きな課題と捉え、全国の自治体に、2015年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定に努めるよう求め、まずは国の戦略に適った事業を行う自治体に、地方創生交付金の交付を決めました。この交付金は、統一地方選を前にした「地方対策」の側面もあり、2014年度中に予算措置をすることが条件とされました。鎌倉市では、2月議会で「地方版総合戦略策定事業(仮称)かまくらスーパープレミアム商品券発行事業」ほか2件、合わせて1億4800万円の補正予算がつけました。国の方針決定から2月議会までの期間が短かったため、どの自治体も独自の事業を考えだす余裕がなく、国が示したメニューの中から事業を選択することになりました。

続く新年度予算では、「移住プロモーション動画作成業務委託料」500万円が計上されています。3分間の移住プロモーション動画を業務委託で作らせて、総務省の「全国移住ナビ」のサイトにアップさせるというもので、費用は全額国が持ちます。移住と言うと、人口減少に悩む自治体が、住いと仕事を用意してIターン組を招くというのが一般的ですが、鎌倉市にはそのまま当てはまりません。そもそも、国が進める「地方創生」の対象となる自治体と鎌倉市の間には差異があります。2019年までの5か年を期間とする「地方版総合戦略」は、鎌倉市のまちづくりを進める上で必要な施策でなければ、税金を無駄にします。ビジョンを持った取り組みが必要です。

■3万トン以下にする施策も3万トンを超えた場合の対策もない無責任予算には反対

40年稼働させてきた今泉の古い焼却炉は、ようやくこの3月末で停止します。名越1か所での焼却になり、年間焼却量を3万トン以下にすることは大命題ですが、市は未だに見通しを持っていません。唯一、今泉の跡地利用として大型生ごみ処理機を3台設置し、一定規模の事業者の生ごみを処理する計画を持っていました。しかし、ここに来て生ごみだけ収集することが困難であるとの理由で、今度は燃やすごみの炭化やRDF化（固形燃料化）の検討を始めました。新たな施設を造るにせよ、まだ熟度が高まっていないということで一切予算は付いていません。自区外処理もやむを得ない状況であることは誰の目からも明らかですが、その予算も付いていません。危機対応もなく、場当たりの政策は無責任です。

■戸別収集モデル事業は年内で終了の予算

戸別収集は、有料化とセットで実施した場合のごみの削減量を、モデル地区で6か月間（4～9月）検証し、10月頃全市実施の結論を出すとしています。モデル事業の予算計上は9か月間のみ。3年以上もモデル事業を継続させた挙句、12月で打ち切り、来年1月以降はステーション収集に戻す予算になっています。全市実施が決まった場合は、補正予算で継続のための予算措置をするとのこと。戸別収集は、過大な経費負担が難点であり、さらに車両と人手不足等の課題が収集現場から上がっており、全市実施に踏み切るのは困難です。無駄な検証にこれ以上時間と予算を費やすのは止めるべきです。

■新焼却炉候補地の早期提案を

新焼却炉の候補地選定も遅れています。生活環境整備審議会から3月16日に焼却施設に関する答申が提出されました。審議会では用地4候補地からの絞り込みは行われておらず、これから市役所内で検討をするとのこと。市長が責任をもって決断する事柄であり、リーダーシップが求められます。

◇◆マイナンバーで個人情報を管理◇◆ 保坂れい子

国がテレビCMまで始めた社会保障・税番号制度（通称マイナンバー制）。まずは次のQ&Aを。

Q：マイナンバー（個人番号）とは、どのようなものですか？

A：住民票を有する全ての人に対して、12桁の個人番号を市町村長が指定します。一度指定された番号は生涯不変。社会保障、税、災害対策の分野で、個人情報と個人番号とを「紐づけ」て効率的に情報の管理を行います。さらに、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになります。

Q：自分の個人番号はいつわかる？個人番号カードにはどんな個人情報が記載されますか？

A：2015年10月から、各人の住民票の住所地宛てに個人番号が通知されます。その後、カードの交付を希望する人は申請を行い、来年1月以降に交付を受けます。カードは、顔写真付きで、本人確認に使えるICチップが搭載されており、記載されるのは氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報です。

証明書代わりに便利に使えると思う人がいる一方、番号によって個人が特定され、個人情報が管理されることに抵抗感を抱く人もいます。実は、マイナンバー制については、多くの問題点が指摘されています。

◇様々な事情で住民票の住所地に住んでいない人への番号通知の対策が考慮されていない

◇制度の目的や効果が不明瞭

◇システムの構築と運用に莫大な費用がかかり、国の全額負担ではなく自治体にもしわ寄せがくる懸念有

◇個人情報の漏えいや成りすまし、目的外利用の危険性が払拭できない など

来年1月から全自治体で運用が開始されます。自治体独自の利用拡大も可能とされていますが、公平性や個人情報保護、自治体の経費負担等の課題がある中、安易にカードの利用拡大に走るべきではありません。最低限の運用に留めることを主張していきます。

